

令和3年度第4四半期求職者支援訓練実施計画

香川労働局職業安定部
訓練室

1月開講コースの認定申請受付期間：令和3年 9月24日 ～ 令和3年10月 7日
 2月開講コースの認定申請受付期間：令和3年10月 1日 ～ 令和3年10月14日
 3月開講コースの認定申請受付期間：令和3年10月 8日 ～ 令和3年10月21日

訓練分野		第4四半期					
		1月開講コース		2月開講コース		3月開講コース	
		定員数		定員数		定員数	
計画総合計		516					
基礎	地域区分	高松市地域	その他地域	高松市地域	その他地域	高松市地域	その他地域
	地域人数	60	30	60	30	45	30
	基礎コース合計	90		90		75	
	基礎新規枠	76					
	基礎コース計画枠	255					
実践	介護合計	75					
	介護系	30		30		15	
	医療事務合計	30					
	医療事務系	15		15		0	
	情報合計	45					
	情報系	45					
	営業合計	22					
	営業販売事務系	22		0		0	
	地域ニーズ合計	20					
	<地域ニーズ> 実践コース2か月訓練 及び短時間訓練	20					
	その他合計	69					
	その他系	30		24		15	
	実践新規枠	78					
実践月計	162		69		30		
実践コース計画枠	261						

※1 情報系・地域ニーズ枠についてはいずれの複数月間で活用可能な定員です。実践月計は1月に計上していますが、その他の月に設定可とします。なお、これ以外の分野等においては上表の定員枠となります。

※2 実践コースの新規参入枠は、地域ニーズ枠を除く各分野の合算とし、共有の枠とします。

※3 1訓練科当たりの設定定員の数は15名以下とし、認定上限値が15名に達していない分野については認定上限値以下とします。ただし、余剰定員が生じた場合は、この限りではありません。

※4 認定単位期間における一訓練実施機関が同一訓練施設で行う訓練の認定申請数の上限は、基礎コースは1訓練科までとし、実践コースは分野を問わず2訓練科までとします。ただし、余剰定員が生じた場合は、この限りではありません。

※5 実績枠と新規参入枠が競合した場合、新規参入枠を優先とし、次に実績枠の順で交互に選定するものとします。

※6 基礎コースの訓練実施地域については、地域ごとに選定するものとし、地域に余剰定員が生じた場合は地域間において活用するものとします。

※7 実践コースの全国共通系(分野)である「介護系(分野)」、「医療事務系(分野)」及び「情報系(分野)」で余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間内の「営業販売事務系(分野)」又は「その他系(分野)」で活用します。ただし、地域ニーズ枠は除きます。

※8 基礎コース及び上記7を考慮した実践コースにおいて余剰定員が生じた場合は、次期以降の認定単位期間の基礎コース・実践コース(同一訓練分野)に余剰定員を繰り越します。

※9 地域ニーズ枠は、就職氷河期世代支援プログラム等に基づく要件緩和コース(実践コース2か月訓練及び短時間訓練)とします。

【認定申請に係る留意事項】

① 認定申請は月ごとに受付をします。

② 認定申請書類を受理後に認定基準を満たさない場合は、その旨と内容を申請者に確認の上、補正を指示します。不備等が是正され完成した申請書類の到着が補正期限に間に合わない場合は、当該認定単位期間における認定の対象外となりますのでご注意ください。ただし、チェック欄の記載漏れ等記載内容の大幅な修正でない場合は、申請者に了解を得た上で、当支部が赤字修正する場合があります。

③ 申請内容が抽象的である場合、又訓練内容の特殊性から、認定基準に合致しているか判断しがたい場合には、申請者に対して確認するとともに、定められた申請書類及び添付書類以外の提出の書類を必要に応じて求める場合があります。また、必要に応じて現地確認を行うこともあります。